

〈研究ノート〉

都市近郊ウトロの水路と水の維持管理について

宮 田 弘

目 次

はじめに	3-2 水管理の可能性
1 ユトロの地勢および形成	3-3 居住環境とユトロの社会関係
1-1 地勢	3-3 土地所有
1-2 形成過程	4 水路の維持管理
2 水 路	4-1 ユトロ・七瀬川と巨椋池
2-1 水路の現状	4-2 施設の管理者
2-2 水路の検討	4-3 水利施設の維持管理の意義
3 居住地と水の管理	ま と め
3-1 地域開発	

は じ め に

筆者が田中・中村ゼミに参加し、ユトロの研究会で耳にしたことばに、「ユトロではたびたび水害が発生している」ということばがある。筆者なりの理解としては、ユトロは巨椋池に含まれた地域であり、地盤高が低く、低湿地であるため排水機能がよくないと思い、致し方のない事柄と考えていた。ユトロの人びとの話を聞き、ユトロを踏査すると水路に不自然な構造があると見受けられた。たとえば、西宇治中学校北側を流れる水路の分岐点付近に堰板が設けられており、だれが、なぜ設置したのか。次にその水路の上流部で、近畿日本鉄道との交差する地点から下流に多くの段差があり新しく設置された水路ではないかと疑問を持った。そして水路が、ユトロ地区内を掘割で流下西進することが不自然な構造とみえた。

近年、都市近郊ではユトロと同様な豪雨による水害が発生している。水害の発生している地域の多くは低地とされ、以前に農地などの遊水池機能（都市部に住む人びとからみた場合）をそなえた空間が多い。都市近郊農村が住空間の供給源となり、都市の発達を支える空間となったことに伴う障害である。空間が人びとによって利用されるには、水の管理が必要とされた。水のない空間は砂漠となり、水の過剰な空間は遊水池・池・湖となり、水の付随する土壌、土地が人びとにとって意義を持つ空間とできる。近年、用・排水の分離が進み、施設が巨大になるにつれて水の管理が地域の人びとの手を離れ、それに伴い土地は水と関係なく貨幣的価値が評価され、土地に人びとが暮らし、働き、障害が起き、困惑する人びとが生まれる。

本ノートでは、ウトロにおける開発がどのような経緯を持つのか、水路を中心に調査をおこなう。そして、都市近郊における新たな水とのかかわりについての、可能性を探る。ウトロは人種差別や都市開発に伴う困難を引き受けている地域であり、ウトロに「命が循環する地域となるような制度」が芽生え、ウトロの人びとが内発的に困難を転化しながらウトロの共同体が維持できる、水の管理を伴う空間の利用方法を検討する。

1. ウトロの地勢および形成

ウトロは軍（為政者）主導により生まれた町である。後述するが、巨椋池が水をたたえていた時期には、軍事とは直接関係のない地域であった。中村尚司が『疎水の横暴に悲鳴を上げる七瀬川』において小河川が分断されることに伴い、地域に困惑が生まれ、人びとの多様な生活が影響を受けることになったのは、「……軍事と土木の優越する時代となったからである。」¹⁾と指摘した事柄が特異なことであるのか、ウトロの水路や形成過程について調査することにより、少しは一般化できるものと思われる。

ウトロ（旧公図〔字限図〕においてはウトロもしくはウドロとされ範囲は他の地域を含むが、本ノートでは朝鮮人居住者の住む地域、ウトロ51番地をウトロとする。）を含む宇治市西部（京都市南部）を概括すると、地域のおおくは巨椋池を人びとが干拓することにより耕作、居住が可能になった地域である。巨椋池に隣接する地域も改良や土地用途の変更がおこなわれ居住、利用が可能になった。『宇治市遺跡地図』²⁾によると、ウトロ東部には中山遺跡、ウトロ北部には井尻遺跡、伊勢田神社周辺には若林遺跡が明示されており、あまり詳細は解明されていないが多くの遺跡があることから推測すると、ウトロ付近の丘陵地は生活に適した地形であろう。

伊勢田村と大池（巨椋池）のかかわりについて、宇治文庫3『巨椋池』によると、「山川の河口の手前に新田を開いた。大池の水位とほとんどかわらないため、耕地の水はけは、きわめて悪く、滞水によってほとんど作物がとれないという状況もけっしてめずらしくなかった。けれども、新田の領域は開拓地を囲む堤防の外側、つまり大池の水面と重なりあっていたので、小倉村と同様に水辺の豊かな自然の恩恵に期待するところは多く、また山川によって運ばれた川砂も良質で、建材としての価値は高かった。伊勢田村の古文書の一つは、そんなデルタの突端部を宝永七年（一七一〇）に『牛飼場』として開発したと伝えている（『来迎寺文書』）。³⁾と、人びとと池・川などの空間との多様な関係を描いている。

巨椋池の空間の変遷について簡単に述べると、古代や中世にはおもに舟による交通や、澤田などでの粗放な農業に利用され、漁業が行なわれた。近世になると、淀川の水運を重視した秀吉が宇治川に堤防を建設し、淀川にかかる遊水池としての機能が優先されるようになり、直接の交通

1) 中村尚司「少数者が支える高瀬川の歩み」『高瀬川を歩くVI』2008年3月31日 P 15

2) 『宇治市遺跡地図』宇治市教育委員会 昭和62年12月10日 第2刷発行 P 30

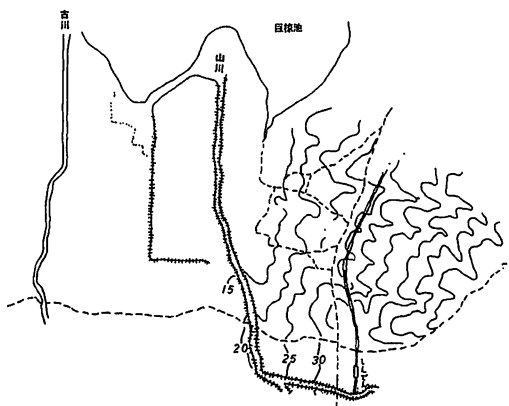
3) 宇治文庫3『巨椋池』宇治市歴史資料館編 平成3年11月1日 P 21

機能はあまり期待されなくなった。近代には淀川高水工事の堤防建設に伴い遊水池機能は期待できなくなり、農業を目的とした巨椋池干拓がおこなわれた。近年、農地の転用にもない住居がおおくなり、ウトロのように、当初は空港建設の作業員の一時的な住居（飯場）を目的とした空間や、住宅用地としてはあまり適切とされない土地形質を持つ地域もある。

秀吉が堤防を建設することにより、巨椋池の干拓が可能となったと評価する人びとがおり、大阪の水害を防ぐための淀川の高水工事が巨椋池を河川より分離し、結果、干拓工事が容易に行えたと評価する向きもある。そして瀬田川（南郷）の洗堰を改修し、天ヶ瀬ダムを設置することにより淀川の計画高水位を低くすることができ、水害が減少したと評価することも可能である。ウトロの人びとが困難を引き受け続けている現状がありながら、大きな工事の評価をどのように行うことが適切であるのか、一部を切り取り評価を行うことが容易でないと、筆者には思える。

1-1 地 勢

図1 大正14年発行（等高線・河川）



各地図は上部を北として、筆者が国土地理院の地図より、転写した。

上流部分と表記され、本ノートでは山川とする。)はほぼ北へ向かって流れていた。旧公図(京都地方法務局宇治支局所蔵)字ウトロでは、山川は字ウトロの字界を北北西に流れる。そのほかウトロには、北へ流れる小さな水路とそれと交わる東から西へ流れる水路が表記され、それら交わった水路は字毛語(旧公図に記入されている字句と相違する。)へ向かって北へ流れる。おそらく旧公図上の北へ流れる水路は現存(伊勢田建設東側の水路と思われる。)し利用されている。水路は、丘陵地の降水を集水し、用水として利用され、開発に伴う集水地の形質変更に伴い機能は変更された。

そして、軍需工場用地造成（京都飛行場建設工事の一部）に伴う地形の変化である。昭和40年発行の地図によると、山川は、工場用地以北の部分は昭和6年地図と同形状に表記されているが、工場用地の部分では無くなり、経路変更を行っている（図2・図4）。昭和21年航空写真（USA-M205昭和21年国土地理院ホームページ）をみるとウトロに建物が建設されているが、昭和22

図2 昭和40年発行（等高線・河川）

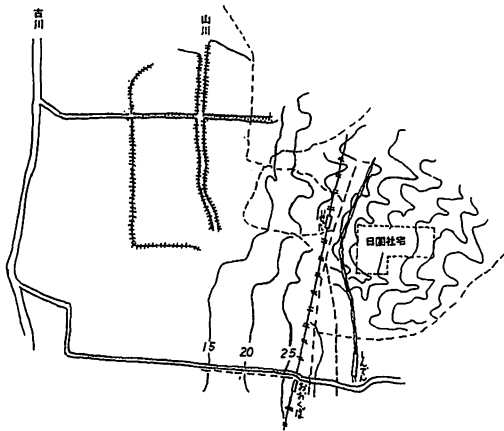
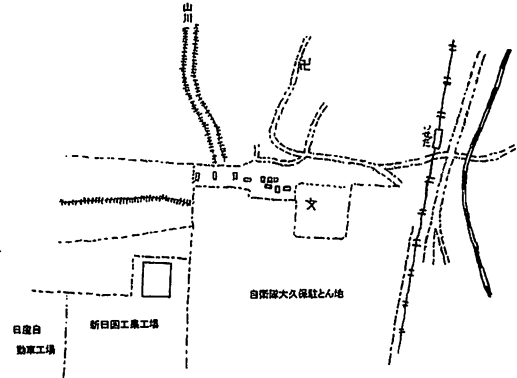


図4 昭和40年発行（ウトロ付近）



年・27年・30年発行の地図には表記されず、発行年と記載事項の精査が必要である。同写真の一部空き地について、『京都飛行場建設にかかわる古川改修工事写真帖』⁴⁾には学校予定地と記載された造成工事の写真があり、校舎（現西宇治中学校、元北久世中学）の建設は戦後であるが、用地は戦中にはほぼ完成していた。昭和40年発行の地図には新日国工業工場・日産自動車工場や自衛隊大久保駐とん部隊が範囲を持って表記され（ウトロの人びとが暮らす飯場と思われる建物も表記される。）、ウトロ土地所有者の土地に対する管理意識の低さと、書面による土地所有権の主張およびそれに絡む行動が、筆者には土地の所有形態に対する警鐘のように、感じる。

昭和40年発行の地図について少し検討すると、新日国工業工場・日産自動車工場や大久保自衛隊が記載されていることから推測すると、日本国際航空工業から日国工業への社名変更は昭和21年で、新日国工業の設立は昭和24年である。自衛隊が大久保に駐屯を開始したのは昭和31年であり、昭和40年発行の地図の記載内容は昭和31年以降36年以前の内容とできる。

軍需工場を誘致するにあたって、工場用地の造成以外に土地の形質変更がなされた。現在開町とされる地域（『小倉学区福祉委員会十周年記念誌』には、「開町と呼ばれる部分は、村域の南方に位置、飛び地で、寛文9年（1669年）村民によって開拓されたところという。」⁵⁾と記されるが、昭和40年発行以前の地図上に住宅地として明記されるにはいたらず。）は、工場の従業員宿舎を建設するために造成され、結果として、水路をもってウトロなどの地域に雨水を排水することになり、水害の一部要因を担い、この地域において都市の拡大に伴い発生する都市型災害の先鞭をつけることになった。

昭和45年発行の地図には山川の記載はなく、河川は改廃され、新日国工業工場・日産自動車工場は日産車体工機工場（昭和37年社名変更）と変更表記されている（図3・図5）。

4) 『京都飛行場建設にかかわる古川改修工事写真帖』京都飛行場建設事務所編 1941年

5) 『小倉学区福祉委員会十周年記念誌』小倉学区福祉委員会 平成16年11月21日発行 P 21

図3 昭和45年発行（等高線・河川）

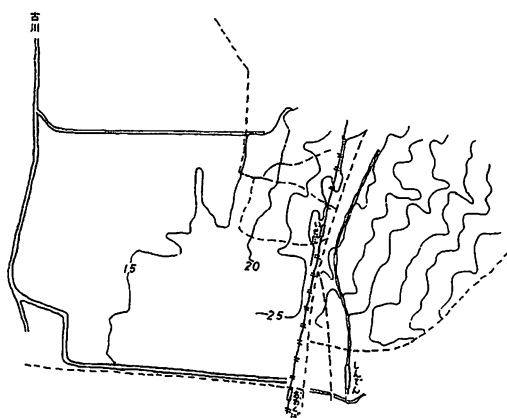
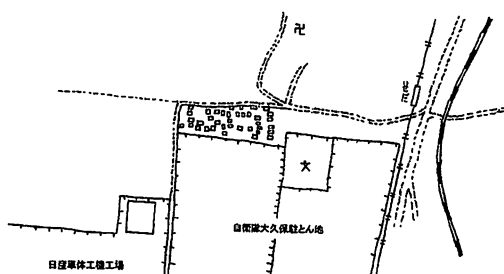


図5 昭和45年発行（ウトロ付近）



1-2 形成過程

『巨椋池干拓誌』,「巨椋池開墾並沿岸既耕地改良事業」⁶⁾の計画図ではウトロは耕地整理の対象地区に含まれていた。ウトロの土地台帳に記載される（ウトロ40番地～75番地の大半に記載されている。）事項には昭和7年耕地整理認可と記される。昭和16年に分筆（ウトロ35番地～75番地の大半が分筆されている。）され、軍需工場の工場用地として所有権の移転がされ、地目は耕地ではなく、宅地に地目変更された。ウトロの人びとが飛行場や軍需工場の建設に従事したのであるが、「京都飛行場建設にかかわる古川改修工事写真帖」記載事項および京都飛行場平面図からみると、ウトロは工場予定地にあり空港予定地にはなかった。

JR 奈良線東側開町の日国社宅、付属施設や学校用地の開発は、京都飛行場などと同時期（付属施設・学校用地は飛行場埋め立て土砂の採取地）、昭和15年頃に始められた。そして山川の「承水溝一」（耕地改良工事）への付け替えなどの開発も行われた。山川について『巨椋池干拓誌』は、「東方山川筋は伊勢田付近の丘陵地より平地に出るとすぐその流出土砂を堆積し、川筋一帯が付近の田の面より二、三十糎高く湖底に堆積してその出口にデルタを形成している。」⁷⁾とし、また『京都府の特異な地形地質』によると山川は、「巨椋池南岸では、宇治丘陵から流下してくる谷である『山川』の土砂運搬が多らしく池中に小規模なデルタ状の地形を突出させている。」とする。ウトロとその周辺は丘陵地・扇状地・平坦化地・低地（土地条件・地形改変状況図）と表記され、平坦化地は「日本国際航空工業（当事我国唯一の飛行場を持つ航空機会社として発足）の京都飛行場（昭和15年～同18年完成）滑走路とその附属施設の跡地であり、」⁸⁾と記されるが、なぜウトロの低地が平坦化地されなかったのか疑問が残る。

6) 『巨椋池干拓史』巨椋池土地改良区 1962年10月

7) 『巨椋池干拓史』巨椋池土地改良区 1962年10月 P 32

8) 調査報告者：池田碩『京都府の特異な地形地質』京都府 昭和53年3月 P 18

2. 水 路

玉城哲が水路を含む、農地にかかる施設について「いまこのままの状態では、労苦の成果もスクラップされるかもしれないという状況におかれている。建設事業と維持管理が、生産者の参加のもとで適切に行われていたのも、すでに過去の『歴史』になろうとしているゆえんもここにある。生産者が、土地と水をまるで他人事のように考えるとき、この過去の歴史の遺産としての土地改良資本ストックも、短時日のうちにスクラップされ、日本の稲作農村の伝統が崩れさってしまうかもしれないという危険が迫っているといわなければならない。」⁹⁾ という指摘が、ウトロを含む地域にかさなるのか。水路（小河川）の変更・分断に伴う人びとの暮らしなどを中心に述べる。

ウトロの北・南境を流下する水路、その水路上流域の開発（日国社宅など）や土地用途（山林を工場用地や学校用地としての改質や道路の舗装など。）の変更などにより雨水の水路への流出傾向も変わり（市街地の流出係数は、勾配のゆるい山地は0.6～0.7、屋根や道路・〔裸地〕は0.85～0.95とされている。）、水路の流下能力を超えた雨水が短時間に水路に集水され、結果、水害がウトロ地域に発生している。そしてウトロは現在も、住み続けるには土地の改良が必要とされる地域である。

一級・二級河川などの水路は河川法の適用により国や都道府県が管理している。これらの水路は古くから為政者の関心を引き、治水や利水におおくの人びとの労働（強制を含む）を伴い建設、維持管理がなされてきた。また現在では地下に大きな水路、下水道が国や地方自治体により建設、維持管理されている。これらの水路は流域、流量などが大きく、人びとに与える影響も大きく、話題性もあり学問の対象になり解析されている部分が多い。小川誠は「補助金というものの農業の中における位置、……、非常に大きかったと思うんです。この補助金の対象の大宗は農業土木であった。……、普通は、大河川とか直轄河川という物を問題にして、それがどの程度洪水がなくなったとかいうことがいわれると思うんですが、しかし農業生産の場合は、……、むしろ中小河川から引っぱっている場合が多い。……そういう小さい問題を、まだもっと洗って見る必要がありはしないだろうか。」¹⁰⁾ と述べ、中小の河川に未解明の部分があるとする。中小の河川の多くは普通河川とされ、河川法の対象ではなく（主に都道府県が管理）、一級・二級河川の総延長の倍ぐらい普通河川はあるとされる。古くは溝とよばれ道路沿いに用・排水路として設けられた。都市部、たとえば京都では、古くは平安京に溝、近年では家々の前や横に「どぶ」と呼ばれる排水路など、下水が発達するまでは多く存在した。述べるまでもないが、都市部だけでなく多くの村や町にあり、現在も使用されている。

中村尚司による「手・大地・力能の延長」に従って水路を分類すると、上水道や下水道は「手

9) 玉城哲『土地改良百年史』第Ⅲ部第8章 平凡社 昭和52年 P 382

10) 小川誠「水利問題研究の今後の課題(上)」『水利科学』第4巻第3号（1960年）P 62

の延長」，農業用水路や一部の生活用水路は「大地の延長」とできる。筆者の意見であるが，農業用水路も用・排水の分離が進むことにより「大地の延長」より「手の延長」に変化した。農業用水は，小河川の直接利用，田越灌漑による反復利用，明治の地租改正と耕地整理法，昭和の土地解放と土地改良法（区画整理事業）などをへて用水路と排水路の分離へと進み，そして先に記した玉城哲が指摘する状況になってきたと俯瞰する。

2-1 水路の現状

ウトロに水害の発生する地域は限定的であり，ウトロ全域が水没するには，大水害が発生した場合である。ウトロは東西に約 300 m，南北に約 90 m の矩形の土地であり，起伏を伴い，地域で低地とされる部分がよく水害に悩まされている。しかし水害の原因は低地ではなく，水路の溢流（越流）が原因と地域の人びとに現認され，よって，水路の構造を調べるが必要とでき，以下に述べる。

- ① 西宇治中学校北側水路を西進すると，先に記した堰板（以後，堰と記す）がある。この堰は，通常，堰（ウトロの東側）より下流ウトロ北側水路に多くの水を流す構造で，堰を利用することにより，一部を暗渠としてウトロ南側水路に多くの水を流すことができる構造とされている。ウトロ南側水路には，現在，水路を利用する施設や農地は無く，用途は不明である。
- ② 近鉄西側下流部の段差（1 段 40 cm 程度のものが 8～9 段見受けられる。）はコンクリート製で階段状に建設され，地盤高の変化に対応しているが，なぜ，自然流下の水路にみられる，地形に沿って急な変化を伴わない工法としなかったのか。
- ③ ウトロ北側水路。堀割の水路であり農業用水路とすると，構造的に用水を取り入れるには堰などの構造物が必要となり，構造物が現認しがたく不自然と思われる。
- ④ 西宇治中学校北側水路，ウトロ北側を流れる水路，ウトロ南側を流れる水路は，旧公園に表記がなく，これらの水路は京都飛行場建設の造成工事に伴う「新しく設置された水路」（以後新水路と記す）ではないのか。

以上，筆者が踏査・確認した現状である。

2-2 水路の検討

水路（河川）の改修の目的について千田稔は，「災害・流域の変化（急激な都市化など）」・「他の事業に関連するもの（都市計画事業など）」をあげ，河川改修を急ぐ理由の確認が必要と記し，改修方法について，「現河道の改修」・「上流で治水ダムを建設する。」・「遊水池を設ける。」・「放水路を設ける。」とも記し，「現河道の改修だけしかないという固定観念にとらわれることなく，……，計画に着手することである。」とする。しかし，方法論としては，「現河道の改修」が主となり「内水対策，堤防の維持，河川の安全度などの点から，極力，河川の法線を直線とし，掘込む方向にある。中小河川については，以上のことが容易であるので，ほとんど直線法線・掘削方

式がとられている。」と現状を記す（筆者が要約した。）¹¹⁾。

① 北側・南側の分岐点に堰板が設置されたのは、昭和50年頃に宇治市によりなされたウトロの人びとは記憶する。設置理由はウトロの水害対策として建設され、地元住民の要求によるものとされる。しかし設置後も水害は解決されなかった。

南側水路の形状は一部を暗渠にし、平坦部は開渠（明渠）としており、直角に近い曲がり数が数カ所みられる。通常は流量が少なく問題なく流れる。曲がりが増加すると（直角に近い曲がりでは直線に近い形状で同じ断面積の水路より流量に減少が生じる。）曲がり付近で流水が滞留し、溢流が発生する可能性が生じる。2008年の水害について、ウトロの男性は曲がり付近で流水が滞留し、溢流が発生していたと話す。

2008年水害のうちに、自衛隊大久保駐とん地用地内（面積約37.7ha、ほかに自衛隊伊勢田宿舎面積約3.6ha、筆者が地図により求積した。）排水の経路変更を要望した結果、排水経路（南側水路に排水せず。）の変更が行われ、水害対策として効果があったとウトロでは話される。

大久保自衛隊用地内の大きな水瓶（面積約1ha、筆者が地図により求積した。）、その水瓶の用途を筆者は理解していないが、丘陵地に水瓶を建設しようとする、多くは水源の確保が困難なために新たに建設されることは少ない。水瓶の集水・排水はどのように計画されていたのか不明であり、排水経路の変更がウトロの水害に効果があったとされるなら、計画が明らかにされることを望む。（筆者の推測では、ウトロ南側水路は水瓶の排水路として建設され、その後、宇治市により排水路として管理された。参考：排水計画が必要とできる日産車体工場面積は約32.3ha、筆者が地図により求積した。）

② 堰より下流の北側水路である。堀割の水路であり農業用水路とすると、直接に耕作地へ引水する方法が多く、堰をもちいて配水するのであれば地盤より水面を高くしなければならず、それに伴う施設、堰や取水口が見受けられない。排水路とすれば合点はいくが、用水として利用されずに、排水される理由が理解できない。またなぜ個人所有の土地に、土地所有者の利益となりたい農業用水路（筆者の仮定）を建設したのか不明である。

③ 近畿日本鉄道西側下流部の段差（1段40cm程度のものが8～9段見受けられる。）はおそらく、飛行場工事（軍需工場用地開発を含む。）に伴い土砂採取が行われ、もとあった水路が採取地を経由して流下することが不可能になり、「新水路」を建設し、大きな地形の変化にあわせる工法とされたとみる。

④ 「新水路」の建設に伴い「消えた水路」（現在、水路らしき構造物はない。）が生まれた（図6）。筆者の仮定する「新水路」付近を旧公園で水路を調べると、学校用地北側の水路は、近畿日本鉄道と交差したところより北西に流れ、つぎに字中山と字南山の字界を道路沿いに流れ、のち北へ流れていた（この部分の水路は現存する。）。「消えた水路」のつらなる水路の用途は、古くからみられる小河川を利用した農地への引水や、生活用水など「村の用水」として利用されたものとみられる。水路の上流に土地開発による住宅地（日国社宅）ができ、仮に水路の用途が

11) 千田稔『実用河川計画（改訂版）』1990年7版発行 P 119

生活用水や農業用水とするなら、生活排水が流れることは、あまり歓迎されない。

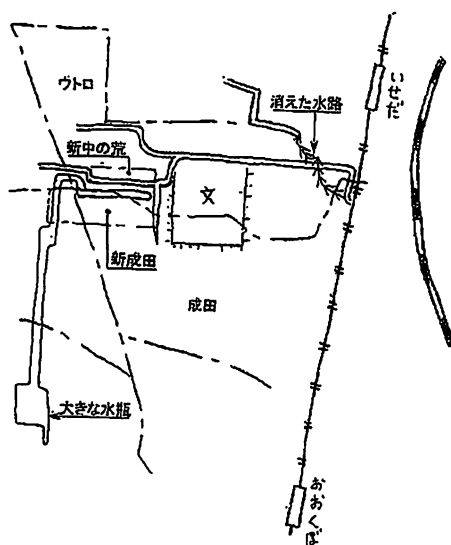
近年、大きな土地開発が行われると排水計画（都市計画法33条）が必要とされる。工場用地や学校用地（面積約2.5 ha、筆者が地図により求積した。）も大きな土地開発であり、排水計画は大きな課題でもある。住宅地や工場用地を目的とする土地開発は、同じ関係者により行われた。「新水路」は、これら二つの地域を結ぶ水路であり、地域を流れていた水路の経路を変更することは、関係者にとって有利と判断でき、学校用地北側水路は、経路を変更したと推定する。

以上の①～④の事柄から、推測ではあるが水路の経過を述べると、近年（昭和15年頃）、地域が飛行場および関連施設に伴う開発が行われるまで、開町上流の神明付近より谷川の水は流れ、伊勢田の「村の用水」として利用されていた。昭和18年頃、開町が住宅地と開発され、生活に伴う排水が村の用水に流れ込む可能性が発生した。また施設予定地は広大でありなんらかの排水をしなければ、開発地域に問題（水害や、土砂排出などを伴う災害）が発生する。開町の排水と施設予定地の排水は下水であり、同一の水路で処理することが合理的とされたのではないかならば、施設所有者の敷地境界を排水路が建設されることも筆者には合点がいく。

ウトロの水害がウトロの低地に集中するのは、水が低きに流れることに伴う結果ではあるが、原因とはならない。述べるまでもなく原因は、付近の水路の流下能力を超えた雨水などが、水路に集中したことに伴い、溢流（越流）が発生することが原因である。起因は、ウトロ周辺が開発され、雨水流出が速やかに行われ、南側水路の曲がりの部分に排水が集中し水害が発生したとみる。

北側・南側水路の経路変更の過程は明らかではないが、改良過程を想定すると、まず北側水路に問題が発生し、のち、浚渫（先に記した千田稔の指摘する掘削方式である。）が行われ、北側水路は現状のように改修され（筆者としては、水路の様相から判断すると改修がなされていない可能性を指摘する。）、つぎに、南側水路へ接続された。南側水路は曲がりが多く、なぜ接続するなら曲がり部分を直線（先に記した千田稔の指摘する直線法線方式である。）としなかったか。これらの疑問を含んだ水路、水路の改修理由を施工者が明らかにすることも望まれる。宇治市が新しく南側水路への接続工事をしたとされるが、どのような基準で設計され、どのような効果があると想定されたのか。ウトロの問題は、問題を解決しようとして設計や工事を担当する人びとからは見えないのかもしれない。

図6 字・水路（ウトロ付近）



3. 居住地と水の管理

近年都市近郊に、人びとの住宅が多く設けられることに伴い、住宅地としての適正が少ない地域において、住空間に関する問題が発生し、課題となる。ウトロ同様に地盤高の低い地域においては、浸水などの被害が見受けられ、地域の課題となっている。これらの対策として下水道・河川を中心とした新たな施設の設置など、行政により対策がとられている。しかしウトロには下水道が無く、河川はすでに問題を含んでいる。ウトロの街づくり委員会においてウトロの人びとにより提案された、ウトロや付近の住居地の浸水対策として、洪水・雨水流出抑制施設（提案は雨水貯留池であるが、筆者が記入した。）を設けることも、新たな対策として考えら検討をおこなう。

3-1 地域開発

ウトロは大きな開発の一部として生まれ、住空間としての機能を考慮されずに飯場が建設され、そして土地所有者や付近に暮らす人びとにあまり関心を持たれない住空間となった。京都府による『京都府の特異な地形地質』に記される山川沿いの低地は、ウトロを含む、ウトロ北側の住宅地など現在も水害が発生している地域とかさなる。宇治市による『宇治市の土地条件調査報告書』にも、浸水の危険性の多い低地をクラスⅣとし、「クラスⅣの土地は、……。そして低地では、巨椋池干拓地周辺部、とくに遊田から新成田をへて平盛に至る地区にまとまって存在する。」¹²⁾と記され、水害が発生しているウトロを含む地域と低地とがほぼかさなる。これら自治体による報告はされているが、ウトロの困難は人びとの知るところとはならない。

開発や土地利用について玉城哲は「現実には、この大きな責任が自覚されていない場合が多い。たとえば、沖積平野の宅地化においてはしばしばみられる現象の一つに、宅地としては不適当な排水不良地、あるいは水害地形地の大規模な宅地化がみられる。」と開発に伴う農民などの土地所有者の持つ責任を指摘する。また「土地利用の規制という形で土地の私権制限措置がとられる場合、国のレベルに権限が集中する可能性がつよいという点である。」と私権制限論の危険性を指摘する。そして「工場用地や住宅用地に農地を転用するにさいして、土地を売却するのではなく、賃貸借契約を結ぶ方法である。」と土地の所有権を留保することによって土地利用を秩序付け、農民などの土地所有者が地域社会に対する責任をはたすことができると指摘する¹³⁾。

郊外開発に伴い発生する課題や対策について新沢嘉芽統は「埋立てによる工場地帯の背後地帯などは急速に都市化する傾向がある。」とし、道路配置とその幅員、水路が都市化されても変える必要がない設計とすべきと指摘し、とくに低湿な水田地帯の宅地化を前提とするなら地上げするよりも、「将来の宅地化を見越して深い排水路にし、その海や河川への排水はポンプによれば

12) 『宇治市の土地条件調査報告書』宇治市企画管理部企画調整室発行 昭和48年10月18日 P 21

13) 玉城哲「地域開発と土地利用計画」『農林中金』1973年 P 168

よい。」とする¹⁴⁾。開発について設計時点の対策は容易に検討を行えるが、都市化する地域を行政・土地改良区、もしくは地域に住まう人びとが決めるのか、利害が重なる（排水先が海ならばあまり利害関係が生じない）排水ポンプの維持管理・運転を誰がどのように行うのか、検討しなければならない問題が新たに生れる。

3-2 水の管理の可能性

「水の管理と社会関係」について、拙論である『鉄道トンネル湧水の意義』¹⁵⁾において述べたところであるが、要約すると、17世紀以降の農地の過剰開発と開発の持続性が“日本的”とされる特質に影響を及ぼし、そして水利施設の維持管理が、日本社会を築く礎となった。稀少財とできる水については、所有と利用の境目を明確にするのではなく、地域の人びとの了解を伴う利用が望ましいとした。そして日本は世界に例をみない高密度河川・水路社会である。

水害を防ぐ施設を過去の空間にみると、ウトロ付近では巨椋池が代表する遊水池に目がとまる。『東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（平成3年）』¹⁶⁾によれば、流出抑制施設には洪水流出抑制施設（オフサイト）・雨水流出抑制施設（オンサイト）に大別される。洪水流出抑制施設には多目的遊水池や雨水調整池があり、雨水流出抑制施設には校庭・公園・駐車場などの貯留施設や浸透トレンチ・浸透ますなどの浸透施設があると記される。

ウトロでの遊水池の可能性を検討する。浸水が発生するなど現状から判断すると、洪水流出抑制施設が必要であり、水とのふれあい（親水性）や水の多様性を考える場となるべく、仮に本ノートでは多目的遊水池が必要とする。また、他地域への影響を考慮すれば、浸透施設も必要と思われる。そのほかに排水ポンプが必要になり設置すべきであるが、ポンプの能力は可変もしくは2種類の性能を持つポンプの設置が望まれる。1つは遊水池の水を水路へ放流するためのポンプで、2つ目は貯留された水を、ウトロを含む地域で利用することを目的とするポンプである。ポンプ室とともに地下貯留槽（容量は500 t/haとして、1,000 t）も望まれる。ウトロの水害対策として、水路改修や、他地域の用途の変更については、それらにかかわる人びとの了解が必要であり、今すぐの対策としては可能性が少ない。宇治市などが独自に採りうる対策となることも条件となる。

① 多目的遊水池（容量：5,000 t程度は可能とする。水路の計画高水を上回る流量を吸収できることが望ましいが、仮に定める。）はウトロの人びとの発案により建設されることが前提である。仮に人びとが遊水池を望むとすれば、どのような施設が必要か述べる。ウトロのほか、付近には低地もあり、対策としてそれら地域を含む容量が望まれる。施設が単独で存在することは、維持管理が人びとの手を離れる可能性を伴う。維持管理を人びとが行うには、人びとがかかわり続ける施設となる要素を含む施設、多目的遊水池が適切であり、仮定した。遊水池の目的を

14) 新沢嘉芽統「郊外開発の問題点」『都市問題』1961年 P 90

15) 宮田弘 龍谷大学経済学部 修士論文 2007年

16) 『東京都雨水貯留・浸透施設技術指針』東京都区部中小河川流域総合治水対策協議会 平成3年 P 3

地域で考えることが必要であるが施設は、遊水池機能だけでなく、水の再利用や人びとが直接利用できる施設、親水機能を備えた施設である、ビオトープを中心とした親水公園となることが望ましいとする。

② 本ノートでビオトープとは、生物が生息・生育できる場所とする。ビオトープには、学校ビオトープや農村ビオトープなどが散見でき、「野外の実験室」とも呼ばれ地域に受け入れ、研究もなされている。地域社会において受け入れられる新たな仕組みとなり、他地域との交流、たとえば小学生や中学生など多くの人びとが利用できる施設である。空間の創造ともなり、それに伴う新たな社会関係が生まれ、また、「水と土壌」にかかわる社会関係をもととした、新しい「総有」にかかる仕組みが発案されればと思う。

3-3 居住環境とウトロの社会関係

居住地は、元来、高燥なところが望ましいとされている。すでに記したところではあるが、ウトロには居住に適さない低地が存在し、対策としては地盤高を上げる方法が一般的であり、工法はコンクリート構造物や土砂によることが多い。いま仮に多目的遊水池を建設するとすれば、掘削に伴う残土が発生する。これらの残土を他地域で処分することも可能であるが、ウトロ内で処理することが肝要とされ、維持管理が容易で、景観がより自然となり、残土の処分方法ともなる、土砂をもちい地盤をかさ上げすることが望ましい。

ウトロに暮らす人びとに必要とされる社会関係、たとえば近隣に暮らす人びととの関係・今後新しくウトロに住まう人びととの関係・ウトロにすでに住まう人びとの関係などについては、ウトロ自治会の厳明夫やウトロの街づくり委員会の斎藤正樹は「地域」・「コミュニティ」をキーワードとする¹⁷⁾。そして、地域関係を述べる。ウトロの人びとが医療を含む介護事業を、ウトロに新たに暮らす人びとを含み、自らが福祉事業にかかわりながら自らも介護される暮らし。ウトロの人びとが望む、自分たちの食べる野菜をできるだけ共同で育てることや、それらの余剰分を商品とし販売し、地場産業となることが、地域の自立につながる。水やゴミなど生活に伴い排出される物を地域で処理し、できるだけ自治体や行政機関の関与を受けずに生活できる地域が必要とも考える。

3-4 土地所有

土地所有について、もと農地である土地について先に記した玉城哲の指摘である所有者と利用者の併存、平竹耕三の地域における「土地利用のコントロール」¹⁸⁾との指摘など、多くの文献がある。ウトロ51番地は最高裁判決で所有者が西日本殖産とされており、このノートで述べることを必要とはしないが、ウトロの土地所有についてふれられることがすくない、中村尚司が指摘するウトロ南側の農水省所有の土地について検討する。

17) ウトロでの研究会やウトロでの住民集会で多く語られる。代表者として名前を記入した。

18) 平竹耕三「ウトロの土地利用に関する試論」『高瀬川を歩くⅥ』2008年3月31日 P 65

昭和40年発行の地図に、新日国・日産車体や自衛隊大久保駐とん地が範囲を持って記された地域と、ウトロ51番地にまたがる部分である。昭和7年に字ウトロの多くの土地は耕地整理の対象になり、昭和16年にそれら対象の約半分の土地が分筆され工場用地として開発され整地された。昭和27年に農水省はウトロ51番地の一部を買収し、所有権の移転を行った。それらの土地は公図上で字「新中の荒」と変更され、分筆された各土地は奥行きのある土地形状（字「新成田」も同様な地形）に分筆され、その形状は耕地整理における土地形状と類似している。筆者は農地としての使用が目的と想定する。これらの土地の大部分は、現在、自衛隊大久保駐とん地用地とされているが、一部はウトロの人びとが農地や住宅地として使用しており、中村尚司の指摘どおりウトロの人びとが使用を継続することが当初の目的にかなっているものと筆者はしたい（裁判による係争も可能であり、今後、判決結果が勝訴となればウトロの土地所有権の記念碑となりうる。）。

法律によれば、土地所有の範囲は登記簿謄本に記載される面積のほか、公図・地積図などによる。字「ウトロ」から字「中の荒」に字が変更された理由を「京都地方方法務局宇治支局」の担当者に尋ねたところ、担当者は「原因は不明です。」と答えた。次に一般論としてはどのような原因が考えられるかを訪ねたところ、担当者は「所有する土地の範囲が公図上で明らかにできない場合、当該土地について公図上は一度範囲を白紙にし、のち、範囲を明確にするために字名を変更する場合がある。」と回答された。

類推となるが、字名の変更について、字「成田」の土地が字「新成田」とされたように、字「ウトロ」の土地が字「新ウトロ」ではなく字「新中の荒」とする理由が不自然さを伴う。担当者のいう一般論的な字名変更理由であるなら、穿った見方ではあるが、農水省がウトロ51番地に土地を所有していた可能性を否定するために字名を変更したのであろう。明確に書類を持って範囲を示さず購入した可能性もあるのではないか。本ノートでは、これらの事柄について経緯が示されない限り、仮定に近いが、日国工業が農水省とウトロ51番地の一部について売買契約を結び、字「新中の荒」として登記されるまでの期間は、日国工業と農水省はウトロ51番地の共同所有者であったとする。

現在、ウトロでは日本・韓国政府の支援を受け、新たな住環境の創造に向け検討が図られている。筆者の仮定の限りにおいて、日本政府は当事者（土地所有権者）としても、積極的に支援すべきとできる。

4. 水路の維持管理

「保守」ということばについてここで述べるのが目的ではないが、維持管理の一部は保守に含まれる。しかし機械の保守などに代表される「手の延長」にかかわる維持管理と、用・排の分離が進んでいない水路に代表される「大地の延長」にかかわる維持管理は少し違っているとみる。手の延長にかかる維持管理は技術者を必要とし、テクノクラートが建設にかかわる。大地の延長にかかる維持管理は地域の人びとの弛まぬ勤労をもってなされ、人びとの生活に溶け込む制度と

なる。

4-1 ウトロ・七瀬川と巨椋池

巨椋池の干拓は、「救農土木事業」、「戦時体制下の食糧増産政策」ともされ、昭和、最初の国営事業である。巨椋池の干拓方法については3河川と巨椋池を堤防により隔絶し、池の水を排水し湛水を除く方法が採用され、のちに耕地として利用された。また巨椋池に隣接する耕地は、粗放とされる農法や排水不良などにより単位収量が多くなく、耕地改良が必要とされていた。当初は予算不足や、池の漁業従事者の反対も多く干拓が実行に移されるまでには多くの時間を要し、戦時下、政府の関与により実行が可能となった。

巨椋池の遊水池機能についての「淀川改良増補工事」における評価は、「巨椋池ハモト宇治川ト通ジ洪水ニ際シテハ貯水ノ作用ヲナセルモ其効果微弱ニシテ其害大ナルモノアリ貯水ノ作用ハ宏大ナル琵琶湖ニ譲リテ之ヲ遮断シ沿岸水災ヲ除クニ決シ新宇治川左岸堤ニヨリ之ヲ兼行セシメタリ……」¹⁹⁾とされ、広大とする琵琶湖に遊水池機能を譲ることが最初にあり、琵琶湖に対する水災評価や、巨椋池沿岸の水災がいかなるものなのか明確とされない。そして昭和二十八年には大水害が発生している。

明治29年「淀川改良工事」は、大阪に住む、為政者に影響を与えうる人びとの要望に伴う高水工事、結果、巨椋池が河川から切り離され、つぎに「淀川改良増補工事」に伴い巨椋池は完全に河川から切り離された。そして農業用水路である七瀬川も改修された。近畿農政局資料によると「明治時代に行われた耕地内の自然排水改良事業は、排水本線の改良によって、十分排水効果の上がらない河川下流部、河川の高水工事によって発生した河床の上昇に伴う地区内の排水の停滞、破堤の被害を防ぐために行われた物が多い。」と記す。電動機ポンプの使用について「排水機の運転時期が降雨時で、電力余剰時期である……」・「昭和の初期に入ると、電力の供給過剰はさらに進んだため、……」を要因とし、電力化が進み、維持管理費の節減が図られた。また「昭和30年代後半からの高度経済成長に伴って農村地帯に工業団地や住宅地に進出してきたこと等によって、農地への流出量が増加したため、比較的小さな地域を対象にした防災的観点からの排水事業（湛水防除事業）が施工されている。」ともする²⁰⁾。維持管理費の節減については、他の動力をもちいた場合との比較であり、電力料金は安くはなかった（筆者の見聞・生活感によるものであり、昭和30年代において、筆者の家庭の電力料金は安くはないと聞く。）。

いまだ問題を含む地域が存在する巨椋池干拓事業地域ではあるが、当初の事業に伴う改良は多くの地主や為政者の認めるところとなり、ほぼ要望通りとなったのであろう。近畿農政局資料に示される対策が不十分なウトロや、同じような経過をたどる七瀬川、その付近に住む人びとの要望は為政者に届かず、人びとが困難を引き受ける結果となった。「疎水の横暴に悲鳴を上げる七

19) 『淀川改良増補工事概要』内務省大阪土木出張所 昭和5年10月 P 11

20) 「国営事業の大規模排水機場の変遷」『夢よ咲け巨椋池 事業誌』平成19年近畿農政局巨椋池農地防災事業所

瀬川」²¹⁾においても述べたが、地域に住む人びとの合意を持たずに行うことが問題を含む可能性を指摘することができる。

平成18年度末、完了予定とされる国営巨椋池農地防災事業において、巨椋池排水機場が全面改修される。排水機場のポンプ増設経過をみると、① 昭和18年、京都飛行場建設のために流域変更を伴うポンプ増設、② 雨量の増加および宇治川水位上昇による増設、③ 向島ニュータウン等大規模な流域開発による増設、そして全面改修される。農地防災事業の必要性、地域の課題としては「近年、流域内の開発等による洪水流出形態の変化により、排水機能が相対的に低下し、地区低平部の農地における湛水が増加している。」とする（筆者が要約した。）²²⁾。これらの事柄は京都飛行場建設、住宅開発と農地の関係などウトロを含む地域に該当する問題として古くから存在するが、なぜかウトロの課題は、政策担当者からは遠いところにあると思われ、結果、解決されないであろう。

4-2 施設の管理者

先に述べた多目的遊水池の水を、たとえば道路や地域の打ち水などの水源として地域で利用する。施設（道路や公園）は自治体が管理しており、人びとが管理を行うことに伴い自治体との協働とできる部分である。地方自治体との協働が、環境問題に対する自治体の積極性について、人びとへの示唆効果ともなる。地域の人びとの、1人1人の姿がみえる組織、NPOや協同組合のような組織の成立を促し、人びとに多様な社会関係が生まれ、のちに、自治体がそれらの組織を支援するべきかもしれない。

① 農にかかる空間の管理

管理組織の「農」にかかる活動を述べると、ビオトープ・コミュニティーガーデン・市民農園や街路樹にかかわることが主となる。擬制的な共同体において、水利用・処理のシステムに土壌を含む循環システムの確立を図り、NPOを含む多様な組織により、内発的な発展によってこころみることが、必要となる。組織が共同体を構成するには、水とのかかわりを中心とした共同体、〈生命の維持と再生産〉を可能とする、過去にしばられないあらたな〈地域と共同体〉の成立が望ましい。中村尚司のいうコミュニティー主義の妖怪を排除し、その組織・共同体を検証することを旨として、擬制的な共同体とされても水とのかかわりを、主とする、本来的な共同体の可能性を模索すべきとする。

② 住空間の管理

永続する地域社会には、地域に暮らす人びとの総意としての制限や、友愛、互酬を伴う「人と人との結びつきや日常生活におけるつながり」とされる社会関係、これらが必要と思われる。人間中心主義的な制度よりも、「自然との和解」・「だれのものでもなくみんなのもの」をもととす

21) 中村尚司・宮田弘「少数者が支える高瀬川の歩み」『高瀬川を歩くVI』2008年3月31日 P 24

22) 「巨椋池干拓から農地防災事業へ」『夢よ咲け巨椋池 事業誌』平成19年近畿農政局巨椋池農地防災事業所 P 444

る制度、地域において、地域の景観・空間が、地域の人びとの了解のもとに利用や保存がはかれる制度など、地域社会に生まれることを望まれる。命が循環する地域の施設としては、多様な住居施設・介護施設も必要とする。経済的な永続性を求めるには平竹耕三のいう「収益用地」なども、地域に暮らす人びとの総意により施設が建設されることも必要である。地域だけでは命が循環する地域として成立し得ない部分もあり、他の団体や人びととの協働や友愛・互酬をとまなう関係が循環を補い、地域の自立につながる。

筆者としては、新たな地域の「農」・「住」にかかる施設についてたとえばウトロをみると、ウトロに今、住まう人びとが好んで住み続けられる空間、また、ウトロに好んでかわり新たに住まう人びとが生まれ、ウトロ地域外の人びとが好んで訪れ、利用できる施設、空間、となる地域社会である。

4-3 水利施設の管理の意義

『自然との和解への道』において、クラウス・マイヤーは「人間中心主義は人間を守ることができない。」とし、「本質的に自然を資源の形態として知覚することが工業社会の意識にとってびたりとくる。」と支配的な自然との関係を記し、法（たとえばドイツのゴミ除去法）について「水、土地、役に立つ植物も有害なほうに動かされてはならないということであるが、こうした選択はやはり人間の利害の反映にすぎない。」と、法も人間中心主義的であると記す²³⁾。

過剰な開発に伴い生まれた水路ではあるが、「大地の延長」となることにより、自然の一部となった。今後、水路にはウトロ付近と同様、玉城哲が指摘する状況が多く現れていくのであろう。日本的となる制度が必要かは筆者の述べるところではないが、何らかの水にかかる制度は必要である。本ノートでふれた都市近郊における新たな水利施設が生まれ、それらを維持管理する新たな組織をはぐくみ、制度は社会に溶け込み施設が自然のごとくすることが必要と思われ、望まれる。水や水利施設の維持管理を筆者が筆者のこぼれを持って記すことは今の時点では困難である。ウトロを踏査、文献の調査などをへて、筆者の仮定や推論は生まれ、それなりに答えを見出したのではないか。以下のとおりとなる。

ウトロは農用地とされ、軍事を優先する為政者により用途の変更がなされた。「村の用水」や地域の空間が、地域の人びとの手を離れることに伴い、人々から忘れようとされたウトロとなった。忘れられた空間の一部に、京都飛行場建設や地域開発、人種差別などに伴う、乗り越えがたい困難を引き受け暮らす朝鮮半島からの人びとの住まいとなった。斎藤正樹が「希望の光が見えてきたウトロ」²⁴⁾と記すように、ウトロに解決の方策がみえるとともに、行政の担当者からはみえなかったウトロの水の管理について、国土交通省環境整備室長、テクノクラートにも少しはウトロの劣悪な排水環境が目にとまることとなり、光がさしてきたと思われる。

2章で引用した玉城哲のこぼれ、中村尚司の「江戸期以降の日本は、土木社会であるといわれ

23) クライス・アービヒ『自然との和解への道 上』。2005年6月10日 山内廣隆 P 83, P 94, P 97

24) 斎藤正樹「希望の光が見えてきたウトロ」『高瀬川を歩くVI』2008年3月31日 P 56

る。その社会を統合する公権力の特質は、土建国家と呼ばれる。なぜこのような特質を持つに至ったのか、さまざまな角度から検討する必要がある。営々と大地の改良に取り組んできた民衆の永い努力の成果が、日本社会の独自性を形成する重要な要因であったといえよう。過去の人間労働の蓄積が、水田のような耕地や灌漑排水施設に合体し、あたかも大地そのものが豊かになったかのように映るのが、日本的土木事業の特質である。その結果、日本の村落社会に特異な性格を与える重要な要因となった。」²⁵⁾と記すことば。これらのこと柄から筆者は、水にかかる施設の建設・維持管理が社会関係を規定する力を持ちうると評価しており、新たに社会関係を創造するには水にかかる施設の建設・維持管理が必要と述べていると考え、洪水・雨水流出抑制施設などすでに述べた施設の建設・維持管理の意義としたい。

ウトロの状況が、自治体や行政の担当者にみえなかったのは、みようともしなかったのかそれとも、組織にひそむ「セクト主義」により調査がなされても状況を知ることにならないのか、いずれにせよウトロの状況が社会関係として認められることがある。地域の課題は、地域において人びとが内発的に課題を検討し、のち、対策を徐々に、人びとの了解を伴いながら行うことを望まれる。「1 ユトロの地勢および形成」の中村の指摘のとおり、ウトロにも、軍事を優先し大きな土木工事が行われ、それに伴いその対象とされる地域が引き受けがたい困難を引き受け、また、地域が付近の地域から離れ忘れ去られる可能性を、確認した。

ま と め

中小の河川が問題を抱えることはおおくの人びとの記すところであるが、本ノートですでに述べたウトロ付近の小さな水路の問題、大きな開発に伴い地域に住まう人びとが困難を引き受けざるを得なくなる事態が生まれていることを指摘した。そして地域の人びとにより対策として、新たな維持管理の方法が検討されている。小さな水路といえども人びとの手による建設・維持管理が必要となる。また、日産自動車の社会的責任を問うべき部分もあると思われ、「何か」地域と日産が共同でおこなうことを検討し、その行為によることが、日産の責任を昇華する方法とする。

玉城哲や小川誠の指摘する農水路や、都市近郊の水路など、小さな水路、それらにかかる社会関係を一つずつ繕きながら、日本的とされるような社会関係が明らかにできないかと考え、今後の課題としたい。

最後に、田中先生には永きにわたってご指導いただき、社会関係における課題に筆者の関心が向き、少しは社会関係にかかわる文章を記せるようになったことを感謝いたします。今後も、ご指導をいただけることを期待いたします。

25) 中村尚司「日本近代の土地改良史研究」龍谷大学経営論集（池本幸三教授退職記念号） P 125

参 考 文 献

- 『土地改良百年史』平凡社 昭和52年
- 『宇治市遺跡地図』宇治市教育委員会 昭和62年12月10日 第2刷発行
- 宇治文庫3『巨椋池』宇治市教育委員会 1991年11月
- 『京都飛行場建設にかかわる古川改修工事写真帖』
- 『小倉学区福祉委員会十周年記念誌』小倉学区福祉委員会 平成16年11月21日発行
- 『京都府の特異な地形地質』調査報告者：池田碩 京都府衛生部公害対策室 昭和53年3月
- 『宇治市の土地条件調査報告書』宇治市企画管理部企画調整室発行 昭和48年10月18日
- 『都市問題』東京市制調査会 1961年1月
- 『水利科学』第4巻第3号（1960年）
- 『龍谷大学経営学論集』Vol. 37 No. 4 龍谷大学
- 『実用河川計画（改訂版）』理工図書 1990年7版発行
- 『夢よ咲け巨椋池 事業誌』近畿農政局巨椋池農地防災事業 平成19年所
- 『農業法研究』第7号
- 『東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（平成3年）』東京都区部中小河川流域総合治水対策協議会
- 『農林中金』農林中金総合研究所 1973年3月
- 『淀川改良増補工事概要』内務省大阪土木出張所 昭和5年10月
- 『巨椋池干拓誌』巨椋池土地改良区 昭和37年10月1日
- 『自然との和解への道 上』みすず書房 2005年6月10日
- 『高瀬川を歩くⅥ』龍谷大学人権問題研究委員会 2008年3月31日

（受付 2009年5月18日）